

33. 国際観光旅客税の創設

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設される。

財源の使途は、負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとする重要な政策課題に合致するものとされる。具体的には、①税関・チェックイン手続き等の効率化・迅速化のための環境整備、②旅客に対する日本の多様な魅力に関する情報発信の向上、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による旅客の満足度の向上、に資する施策に充てられる。

(2) 内容

- ① 航空機又は船舶により、日本から出国する国際観光旅客等に対して、出国1回につき1,000円が課される。
ただし、負担を求めないことが適当と考えられる者（航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客など）は非課税とされる。
- ② 出国目的や国籍を問わないため、例えば、海外出張・海外旅行に行く日本人や日本に訪れた外国人が出国する場合に課税される。

(3) 適用時期

平成31年1月7日以後の出国に適用される。
(同日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る一定の出国を除く。)

(4) 影響

- 国際観光旅客税が創設されたことにより、出国1回につき1,000円の負担が生じる。
- 一方で、国際観光旅客税を財源としてストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備等がなされる。

2. 改正の趣旨・背景

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設される。財源の用途は、負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとする重要な政策課題に合致するものとされる。

具体的には、以下の三つに資する施策に充てられる。

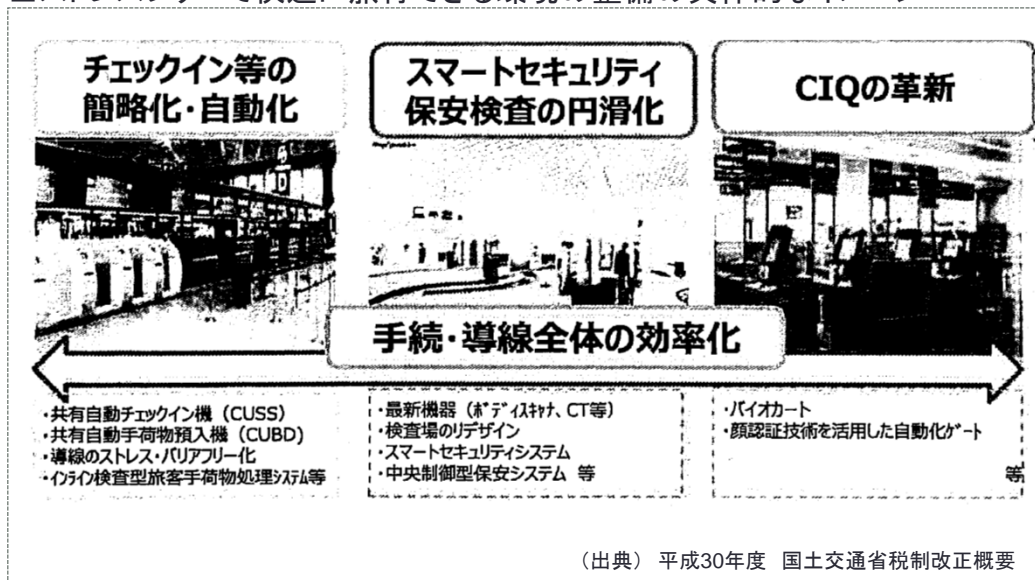
- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

最先端技術を活用したCIQ(税関・出入国管理・検疫)体制・保安体制・チェックイン手続の強化等によって円滑な出入国環境等を整備することにより、ストレスフリーで快適な旅行を実現する。
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

IT、ビックデータ、先端技術の活用等により我が国の魅力発信のレベルアップを図り、旅客が我が国の多様な魅力に関する情報を容易に入手できるようにする。
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上

地域固有の文化、自然等を活用して観光資源の魅力を高めるとともに、観光資源におけるガイド等の充実により旅客の地域での体験や滞在の満足度を向上させる。

■ ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備の具体的なイメージ

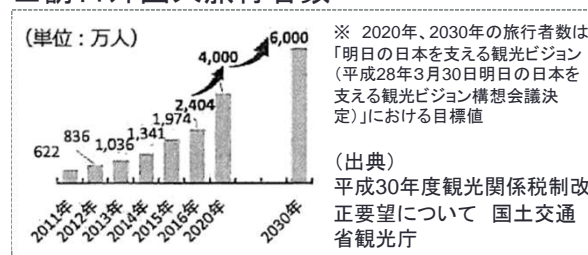


■ 推定税収

① 出国者数 (2016年)※1	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人: 約2,400万人 ・日本人: 約1,700万人
② 国際観光旅客税	出国一回につき、1,000円
推定税収 (①×②)	410億円

※1(出典) 日本政府観光局統計、法務省出入国管理統計

■ 訪日外国人旅行者数



3. 改正の内容

納税義務者	国際船舶等(※1)により、日本から出国する国際観光旅客等(※2)
徴収・納付	<p>① 日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、郵船クルーズ株式会社等の国際運送事業(※3)を営む者による特別徴収</p> <p>国際運送事業を営む者は、国際観光旅客等が乗船等する時まで、当該旅客から徴収し、翌々月末日までに納付</p> <p>② 国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合)</p> <p>国際観光旅客等自身が、国際船舶等に乗船等する時まで納付</p>
税率	出国1回につき、1,000円
非課税等	<p>次に掲げる者の出国には、国際観光旅客税を課さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機又は船舶の乗員 ・ 公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・ 強制退去者等 ・ 乗継旅客(航空機により入国後24時間以内に出国する者に限る) ・ 日本から出国したが、天候その他の理由により、外国に寄港することなく日本に帰ってきた者 ・ 天候その他の理由により日本に寄港した国際船舶等に乗船等していた者 ・ 2歳未満の者 ・ 日本に派遣された外交官等のうち、一定の出国をする者

※1 日本と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機(公用船及び公用機を除く。)をいう。

※2 出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航空機の乗員、強制退去者等を除く。

※3 国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいう。

4. 適用時期

平成31年1月7日以後の出国に適用される。

ただし、平成31年1月7日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る出国（運送契約等により運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされている場合等を除く。）には適用しない。

5. 改正の影響

- 国際観光旅客税が創設されたことにより、出国1回につき1,000円の負担が生じる。
（例えば、観光目的でない仕事による海外出張についても、課税の対象となる。）
- 国際観光旅客税を財源として、訪日外国人および日本人がスムーズに出入国手続きを済ませることができる環境整備等がなされる。